

令和4年6月17日招集の定例県議会
における追加議案の知事提案説明要旨

はじめに、去る6月17日に、「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）」の議案を御議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

6月2日及び3日の夕方に県北部や東部地域を中心に発生した降ひょうにより、小麦やスイートコーンなどの農作物をはじめ、農業用生産施設などにも大きな被害が発生いたしました。これらの被害総額は埼玉県農業災害対策特別措置条例を適用した過去の降ひょう被害と比較をいたしましても、最大規模である約38億円を超えることが判明いたしました。

こうした状況を踏まえ、県では、今回の降ひょうによる災害を6月17日に条例に基づく特別災害に指定をしたところであります。今後、一日も早い復旧に向け、市町村や県内農業協同組合等と連携しながら、被害を受けた農業者をしっかりと支援してまいります。

具体的には、傷ついた農作物の生育回復に必要な肥料代や、代替作や次期作に必要な種苗代等のほか、損壊した農業用生産施設の復旧に要する経費への補助を市町村と連携して行います。また、こうした補助に加え、農業者に対して復旧に必要な資金を支援するため、農業災害資金及び農業近代化資金の融資枠を拡大するとともに、農業者負担の無利子化を図るため、市町村と連携して利子補給を実施いたします。

さらに、今回の被害規模が甚大であることを考慮し、条例に基づく支援の対象とならない農業者に対しても、農業近代化資金の融資枠を拡大し、農業者負担の無利子化を図るため、県独自での利子補給を実施いたします。

この結果、一般会計の補正予算額は8億7,450万8千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第2号、そして今回の補正予算第3号を合わせた累計額は、2兆2,320億8,325万9千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。